

老高発0428第1号  
令和5年4月28日

各都道府県高齢者保健福祉主管部（局）長  
各市区長村高齢者保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について  
（平成30年3月）」の改訂について（周知）

日頃より、高齢者虐待防止施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月）」（以下「国マニュアル」という。）の改訂を行いましたので、お知らせいたします。

今回の改訂では、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）の施行や、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号）の別添2「介護保険施設等監査指針」を新たに定めたことを踏まえ、国マニュアルに最新の状況を反映するとともに、内容の一層の充実を図っております。

また、令和3年の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、地方自治体の個人情報の適正な取扱いについて、個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定されたことを踏まえ、高齢者虐待対応時における個人情報の取扱いについても、個人情報保護委員会事務局から助言を受けて、国マニュアルに記載を行ったところです。

各都道府県、市区町村におかれましては、今回の改訂の内容について十分御了知いただくとともに、高齢者虐待に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組等が一層推進されるよう、御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。